

2024年1月17日
朝日生命保険相互会社

「5年ごと利差配当付商品」の配当還元の充実に向けた約款改定について

朝日生命保険相互会社（社長：木村 博紀）は、「5年ごと利差配当付商品」について、より柔軟な配当還元を可能にするため、下記のとおり約款を改定いたします。

記

1. 改定日

2024年3月31日（日）

2. 対象商品

5年ごと利差配当付商品

※詳細は、**別紙1**をご確認ください。

3. 改定内容

「5年ごと利差配当付商品」について、より柔軟な配当還元を可能にするため、「5年ごと利差配当付商品における社員配当金の取扱拡大に対応した約款変更に関する特約」（次頁）を創設し、契約成立日、特約の付加日、更新日または変更日が2024年3月31日以前の保険契約のうち、5年ごと利差配当付保険契約に付加します。

※詳細は、**別紙2**をご確認ください。

4. その他

この度の改定は、現在ご加入いただいている契約に適用されますが、お客様による契約変更等のお手続きの必要はございません。

また、この度の改定に伴う保険料の変更はありません。

なお、2024年4月1日以後に、5年ごと利差配当付商品にご加入いただく場合は、改定後の約款を適用します。

以 上

別紙 1

この度の改定の対象商品は以下のとおりです。

	商品名称	
主契約	5年ごと利差配当付普通定期保険	5年ごと利差配当付介護保障定期保険
	5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険	5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付普通養老保険	5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付普通終身保険	5年ごと利差配当付収入サポート保険
	5年ごと利差配当付長期生活保障保険	5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型死亡保険
	5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険	5年ごと利差配当付軽度介護定期保険
	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険	5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）
	5年ごと利差配当付通減定期保険	5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付介護終身年金保険	5年ごと利差配当付介護定期保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付介護一時金保険	5年ごと利差配当付介護定期保険
	5年ごと利差配当付新長期生活保障保険	5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険
	5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）	5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険
	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険	5年ごと利差配当付個人年金保険（2015）
	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）	5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）	5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）	5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付所得保障保険（返戻金なし型）	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
	5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）	5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）
	5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）	5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）	5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）
特約	5年ごと利差配当付年金移行特約	5年ごと利差配当付長期生活保障特約
	5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
	5年ごと利差配当付介護保障移行特約	

別紙2

5年ごと利差配当付商品における社員配当金の取扱拡大に対応した特約

第1条 特約の内容・目的

この特約は、5年ごと利差配当付商品における社員配当金の取扱拡大に対応し、契約成立日、特約の付加日、更新日または変更日が2024年3月31日以前の保険契約のうち5年ごと利差配当付保険契約および特約について、普通保険約款および特約の一部を変更するためのものです。

第2条 特約の付加

1. この特約は、契約成立日、更新日または変更日が2024年3月31日以前の保険契約のうち5年ごと利差配当付保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
2. この特約が付加された主契約および主契約に付加された特約（以下「主契約等」といいます。）については、2024年3月31日以後、主契約等の規定にかかわらず、この特約の規定を適用します。
3. この特約に別段の定めのないときは、主契約等の規定を適用します。
4. この特約の付加を取り消すことはできません。

第3条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 主契約等の規定中、「特別配当金」または「社員配当金または特別配当金」とあるのを「社員配当金」と読み替えます。
2. 1.にかかわらず、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険契約等^{*1}については、主契約等の規定によるほか、社員配当金を支払うことがあります。

[第3条の補足説明]

*1 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

(1) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険契約

- (2) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付貯蓄保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約
- (5) 5年ごと利差配当付初期災害保障型定期保険契約
- (6) 契約成立日、特約の付加日、更新日または変更日が2008年3月31日以前の以下の保険契約および特約
 - ① 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
 - ② 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約
 - ③ 5年ごと利差配当付普通養老保険契約
 - ④ 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
 - ⑤ 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付通減定期保険契約
 - ⑨ 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約
 - ⑩ 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約
 - ⑪ 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
 - ⑫ 5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険契約
 - ⑬ 5年ごと利差配当付新医療保険契約
 - ⑭ 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約
 - ⑮ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑯ 5年ごと利差配当付年金移行特約
 - ⑰ 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
 - ⑱ 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
 - ⑲ 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
 - ⑳ 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

【2024年4月1日以後にご加入いただく場合に適用される約款】（例：5年ごと利差配当付普通定期保険）

新		旧
<p>第41条 社員配当金の割当ておよび支払い</p> <p>1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。</p>		<p>第41条 社員配当金の割当ておよび支払い</p> <p>1.</p>
割当ての対象となる 保険契約	支払方法	(同左)
<p>(1) 次の事業年度中に契約成立日（第1条）の5年ごとの応当日が到来する保険契約</p>	<p>① その5年ごと応当日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。</p> <p>② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。</p> <p>ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。</p> <p>イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。</p> <p>ウ. 保険契約者から請求があった</p>	

	ときは、保険契約者に支払います。	
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	<p>保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第 26 条）されるときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。</p> <p>② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。</p>	
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。	(同左)
(4) 次の事業年度中に契約成立日および直前の 5 年ごと応当日からその日を含めて 1 年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。	
(5) 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて 2 年および直前の 5 年ごと応当	保険契約者に支払います。	

<p>日からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約</p>		
<p>2. 会社は、本条の1.の規定によるほかに、<u>社員</u>配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。</p> <p>3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。</p>		<p>2. 会社は、本条の1.の規定によるほかに、<u>特別</u>配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。</p> <p>3. 保険契約者からの請求により社員配当金<u>または特別配当金</u>を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。</p>

一部の保険種類の新旧対比表を代表例として掲載しています。
 このため、ご加入の保険種類によっては、上記の新旧対比表と「条項番号が異なる場合」など、改定内容が一部異なる場合があります。